

# 病院禁煙宣言

平成15年5月に施行された健康増進法第25条において、

**「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、  
百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の  
者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する  
者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境に  
おいて、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）  
を防止するために必要な措置を講ずるように努めなけ  
ればならない。」**

と義務づけられております。

このため、多くの医療機関において敷地内全面禁煙を推進しております。喫煙が健康に与える影響は、喫煙者の嗜好の範囲を超え、周囲の方々の健康を脅かす社会問題とさえなっております。

病院は患者が健康を取り戻すために最善の医療を提供する場です。1日も早く回復していただくためにも入院期間又は外来受診中は禁煙を守っていただきます。また、職員の喫煙による健康への影響を考え、職員の健康管理を推進する観点からも、ここに「敷地内全面禁煙」を宣言します。

平成19年4月1日

病 院 長